

令和3年9月文京区議会定例議会追加提案事項

【令和3年9月3日】

1 文京区個人情報の保護に関する条例及び文京区情報公開条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の一部改正等に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 文京区個人情報の保護に関する条例
 - (7) 個人情報保護法の一部改正及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）の廃止に伴う引用条文の整備（第16条第3項第4号ただし書）
独立行政法人等個人情報保護法第2条第1項 → 個人情報保護法第2条第9項
 - (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴う引用条文の整備（第15条の2第2項及び第3項並びに第22条第5項）
 - イ 文京区情報公開条例
個人情報保護法の一部改正及び独立行政法人等個人情報保護法の廃止に伴う引用条文の整備（第7条第2号ウ）
独立行政法人等個人情報保護法第2条第1項 → 個人情報保護法第2条第9項
- (3) 施行期日 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第50条の規定の施行の日。ただし、(2)ア(4)については公布の日

2 文京区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 旅館業の施設の衛生に必要な措置等の基準を改めるほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 貯湯槽の清掃及び消毒において、生物膜等の除去を行うこととする。（第4条第8号エ(7)）
 - イ 浴槽水の消毒において、規則で定める方法により消毒を行うことができることとする。（第4条第8号オただし書）
 - ウ 気泡発生装置、ジェット噴射装置等の設備を設ける場合の基準を新設する。（第7条第7号エ(キ)）
 - エ その他規定の整備
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日 令和4年1月1日
 - イ 経過措置 この条例の施行の際、現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により許可を受けている旅館業の施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、施行日以後に当該施設の浴室を増築し、改築し、又は大規模な修繕を行わない限り、(2)ウの規定を適用しないこととする。

3 文京区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置等の基準を改めるほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 公衆浴場の衛生に係る基準の改定
 - (イ) 浴槽水の消毒において、規則で定める方法により消毒を行うことができることとする。(第4条第1項第7号ただし書)
 - (ロ) 貯湯槽の清掃及び消毒において、生物膜等の除去を行うこととする。(第4条第1項第11号ア)
 - (ハ) 調節槽を使用するときの清掃及び消毒の基準を新設する。(第4条第1項第13号)
 - (ニ) 気泡発生装置、ジェット噴射装置等の設備を設ける場合の構造の基準を新設する。(第4条第1項第37号キ)
 - イ 公衆浴場の風紀に係る基準の改定
男女の混浴の年齢制限を10歳以上から7歳以上に変更する。(第4条第1項第16号)
 - ウ その他規定の整備
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日 令和4年1月1日
 - イ 経過措置 この条例の施行の際、現に公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の規定により許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、施行日以後に当該施設の浴室を増築し、改築し、又は大規模な修繕を行わない限り、(2)ア(エ)の規定を適用しないこととする。

4 文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の一部改正に伴い、電磁的記録に係る規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 特定教育・保育施設等が書面により記録、作成等を行うものについて、電磁的記録により行うことができることとする。(第53条)
 - イ その他規定の整備
- (3) 施行期日 公布の日

5 文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の一部改正に伴い、電磁的記録に係る規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容 家庭的保育事業者等が書面により記録、作成等を行うものについて、電磁的記録により行うことができることとする。(第49条)
- (3) 施行期日 公布の日

6 文京シビックセンター地下2階特定天井及びトイレ等改修工事請負契約

- (1) 契約の目的 文京シビックセンター地下2階特定天井及びトイレ等改修工事
- (2) 契約の方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による
随意契約
- (3) 契約金額 金4億4,487万3,000円
- (4) 契約の相手方 東京都文京区千石三丁目29番26-101号
山口建設株式会社
代表取締役 山口巖

【参考】

- ① 工期 契約締結の翌日から令和4年12月28日まで
- ② 支出科目等 令和3年度 一般会計 総務費 施設管理費
令和4年度 債務負担行為

7 電線共同溝設置工事（区道第870号）請負契約

- (1) 契約の目的 電線共同溝設置工事（区道第870号）
- (2) 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- (3) 契約金額 金3億6,850万円
- (4) 契約の相手方 根津・松下建設共同企業体
構成員（代表者） 東京都文京区千駄木二丁目48番4号
根津建設株式会社
代表取締役 鈴木龍児
構成員 東京都文京区本郷一丁目34番4号
株式会社松下産業
代表取締役 松下和正

【参考】

- ① 工期 契約締結の翌日から令和5年12月4日まで
- ② 支出科目等 令和3年度 一般会計 土木費 道路橋梁費
令和4年度 債務負担行為
令和5年度 債務負担行為

8 和解及び損害賠償額の決定について

- (1) 提案理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、
提案する。
- (2) 賠償の理由 東京2020オリンピック競技大会の聖火リレーの公道走行の中止に伴い、委託契約を解除
したことにより、相手方に損害を与えたため
- (3) 和解の内容 違約金を区が支払う。
- (4) 賠償金額 金533万5,000円
- (5) 相手方 東京都中央区銀座七丁目13番21号銀座新六洲ビル6階
株式会社イベント・コミュニケーションズ東京営業所
所長 阿久澤一春

9 和解及び損害賠償額の決定について

- (1) 提案理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により、提案する。
- (2) 賠償の理由 東京2020オリンピック競技大会期間中のパブリックビューイング及びステージイベントの中止に伴い、委託契約を解除したことにより、相手方に損害を与えたため
- (3) 和解の内容 違約金を区が支払う。
- (4) 賠償金額 金526万4,854円
- (5) 相手方 東京都文京区後楽一丁目3番61号
株式会社東京ドーム業務部
専務取締役執行役員営業本部長兼業務部担当 西勝昭

10 和解及び損害賠償額の決定について

- (1) 提案理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により、提案する。
- (2) 賠償の理由 東京2020パラリンピック競技大会期間中のパブリックビューイング及びステージイベントの中止に伴い、委託契約を解除したことにより、相手方に損害を与えたため
- (3) 和解の内容 違約金を区が支払う。
- (4) 賠償金額 金360万2,268円
- (5) 相手方 東京都文京区後楽一丁目3番61号
株式会社東京ドーム業務部
専務取締役執行役員営業本部長兼業務部担当 西勝昭

11 令和3年度文京区一般会計補正予算

12 令和3年度文京区国民健康保険特別会計補正予算

13 令和3年度文京区介護保険特別会計補正予算

14 令和3年度文京区後期高齢者医療特別会計補正予算